

住吉大社と雅楽 —その演奏環境に関する歴史的考察—

南 谷 美 保

（平成18年12月6日受理 最終原稿平成19年1月9日受理）

住吉大社においては、古来、雅楽・舞楽の演奏が執り行われてきたらしき形跡があるものの、その実態を示す史料はきわめて乏しく、住吉楽所あるいは住吉楽人について知られるところは、さほど多いといえない。

本稿においては、これらの多くはない史料および物語の記述などを用いて、住吉大社における雅楽・舞楽演奏環境の歴史的変遷を明らかにしようとする。鎌倉期のものとされる『住吉太神宮諸神事次第』および江戸期のものである『住吉松葉大記』を中心に、津守氏の系図などからも音楽に関する事項を拾い上げ、音楽演奏環境に関する情報を整理する。さらに江戸期の天王寺楽人の残した記録、および住吉大社に現存する舞楽面、舞楽装束の調査結果なども合わせて考察することで、平安時代から江戸時代、天保年間に至るまでの住吉大社における雅楽演奏環境について整理する。

その結果として、津守氏の中に代々音楽に優れた家系が存在したことが、住吉大社における雅楽演奏環境に大きく寄与していたこと、それを背景に十三世紀後半から十四世紀にかけて、住吉大社においては舞楽が盛んに行われた時代があったことなどが明らかになり、また江戸時代においては、文化年間以降、「住吉楽役」が存在し、同社における雅楽演奏を担当したことが明らかになった。

キーワード：『住吉太神宮諸神事次第』・『住吉松葉大記』・津守氏・住吉楽役・天王寺楽人

1 はじめに

住吉大社における古代中世期の雅楽・舞楽演奏に関する史料はきわめて少なく¹⁾、同社に楽所が存在したことは知られるものの、その実態はほとんど明らかではない。近世になると、四天王寺楽人が残した史料²⁾には、宝永年間以降において、江戸時代初期にあつてはほぼ活動停止状態となっていた楽人組織の復興が図られ、四天王寺楽人がその指導にあたったことが記される。が、この時期においても、住吉大社における雅楽演奏家たる楽人の演奏活動が、実際にはどれほど機能していたのかということに関しては、やはり、不明確なことが多いままに、明治期の神仏分離の時代を経て、住吉大社の楽人組織は崩壊したようである。

本稿においては、わずかに残された住吉大社における楽所や楽人の存在を示す史料をもとに、物語などの記述も視野に含めながら古代・中世における同社の雅楽演奏のあり方を探り、その

後、四天王寺楽人と住吉大社との関係がどのように構築され、どのような演奏活動が行われたのかなど、住吉大社における雅楽演奏環境について考察するものとし、不明な点が多い同社の雅楽演奏の歴史に関する一考察を行うものとする。

2 物語などにみる住吉大社における雅楽演奏

2 - 1 『源氏物語』・『栄華物語』に描かれる住吉詣

住吉大社における音楽演奏といえば、あくまで物語の中での架空の場面とはいえ、『源氏物語』「若菜下」の巻に描かれる光源氏の住吉詣、すなわち、明石の女御腹の第一皇子が東宮に立ったことをきっかけに行われた住吉への願ほどきの参詣の場面が連想されることが多いのではないだろうか³⁾。そこでは、東遊・御神楽などが奉納された様子が、音楽や舞人たちの具体的な記述を伴って記される。もちろん、『源氏物語』はあくまで「物語」であり、それが事実であったわけではないのであるが、ここに記された住吉詣の有様は、この時代の貴顕の物語の有様をモデルとして、その実際にかなり近いものが描かれているといえるだろう。そして、住吉大社の音楽環境という点から注目したいのは、ここでは「舞人は、衛府の次将どもの、容貌きよげに丈だち等しきかぎりを選らせたまふ」と記され、また「陪従も、石清水、賀茂の臨時の祭などに召す人々の、道々のことにすぐれたるかぎりをととのへさせたまへり。加はりたる二人なむ、近衛府の名高きかぎりを召したりける」とあるなど、この光源氏の住吉詣における音楽の奉納演奏に関わる人々が、都より同伴されていることを示す記述である⁴⁾。

次に、『栄華物語』巻第三十一「殿上の花見」⁵⁾に描かれる上東門院の住吉詣の様子を見ていこう。この巻は、冒頭に『源氏物語』に関する言及があり、したがって、この巻の石清水八幡宮・住吉大社・四天王寺への参詣については、『源氏物語』の住吉詣の場面などが意識されていたのではと考えられる。長元四年(1031)九月二十五日、上東門院彰子に、頼通・教通も同伴して、一行は鳥羽より乗船、「戌、亥の時ばかり」に山崎に到着、石清水八幡宮に詣で、神事を行っている。そこでの様子は、「まづ御祓、次に御幣奉らせたまふ。次に舞楽、物の音ども、常よりもけに聞ゆ。暁方に御経供養したてまつりたまふ。」とされ、舞楽と雅楽の演奏が行われたことが明記される。さらに、一行は、淀川を下り、二十八日の早朝に住吉に到着したが、ここでは「御祓、社に詣でさせたまふほど、左右にものの音どもふきたてる、松風琴を調べたる心地してをかし。」と記される。先の石清水では「舞楽」とあるのに対し、住吉では、「左右にものの音ども」とあり、左右に分かれての雅楽演奏が行われたこと、そしてこのことから、おそらくは舞楽も演じられたことが推測されるものの、石清水八幡宮でのように、舞楽が行われたとは明記されていない。

また、上述のように『源氏物語』においては、音楽演奏者が京から同伴されていたと設定されている記述となっており、『栄華物語』においては、この点については明記されないものの、やはり当時の状況からみて、演奏者を都から同伴したのであらうと思われる⁶⁾。ただし、「殿上の花見」において舞楽演奏が明記されている石清水八幡宮には、宮付きの楽人が存在していたことが明らかであり、それゆえにここでは舞楽の演奏が可能であり、住吉においては、現地

住吉大社と雅楽

での楽人の参加がなかったがために、それが不可能であったと考えることもできよう。ところで、ほぼ同じ時期の四天王寺については、永承三年（1048）の頼通の参詣に際し、「寺家楽所忽発音声」とする記事がある⁷⁾。さらに、『栄華物語』『殿上の花見』に描かれた住吉詣より百年ほど後の藤原頼長の日記『台記』では、鳥羽法皇の四天王寺参詣に際しての記事に、四天王寺の「舞人」・「伶人」とする記述がある⁸⁾が、住吉社については、参詣の記録があるにもかかわらず、同社の楽人に関する記述が見出されないことも指摘しておきたい。つまり、平安時代の住吉社の楽所およびその楽人たちの活動状況については、同社が、春日や賀茂と並び称される存在であったにもかかわらず、春日や賀茂における音楽演奏については、多くの音楽関係の記録が残されていることと対照的に、殆どその実態を知ることが出来ないのである⁹⁾。

2 - 2 『富士太鼓』における住吉楽人

さらに、「住吉の楽人」といえば、謡曲『富士太鼓』にも触れておかなければならないであろう。この『富士太鼓』は十六世紀の初頭には演じられていたことが明らかな作品¹⁰⁾であるが、その冒頭のワキの「名ノリ」において¹¹⁾、

これは萩原の院に仕へ奉る臣下なり。さても内裏に七日の管絃の御座候ふにより、天王寺より浅間と申す楽人、これはならびなき太鼓の上手にて候ふを召し上せられ、太鼓の役を仕り候ふところに、また住吉より富士と申す楽人、これも劣らぬ太鼓の上手にて候ふが、管絃の役を望みまかり上りて候

と事件の発端を述べる。つまり、天王寺の楽人が、宮中の管絃での太鼓の役に召されたのに対し、住吉の楽人である富士は、御召しがあったわけでもないのに、腕に自信があるからと、いわば推参する形で京に上ったという。続いて、この状況を聞かれた天皇〔名ノリにおいて萩原院とあり、花園天皇（在位1308～1318）と設定されている〕は、「名前こそ、この上ない富士という名であっても、浅間は富士より勝っているだろう」といわれ、それゆえに富士をそれ以上推す者もいなかったのであるが、このことを聞いた浅間は、富士の行為を憎み、その宿へ押しかけ、富士を討ったという状況が語られた後に、シテの登場となる。シテである富士の妻は、夢見が悪いことを気にして、娘とともに、夫の後を追って都へ上ってきたのである。この親子に、ワキである廷臣は、富士が浅間に討たれたことを告げ、その形見の鳥兜と舞衣を渡す。妻は、これらを身に着けて、狂乱の状態で、太鼓こそ夫の敵と、娘とともにこれを打つが、やがて亡夫富士の霊が妻に乗り移った状態となり、太鼓を打ち、舞を舞う。

ここで注目したいのは、この曲においては、「住吉の楽人」の存在が、「天王寺の楽人」と同様に、周知のこととして扱われていることである。後述のように、住吉神主津守氏及びその一族においては、雅楽演奏の名手が輩出したことが知られ、特に、第四十九代神主津守国冬は、この『富士太鼓』の時代設定に近い頃、正安二年（1300）十二月五日興福寺供養において「師子」の曲の太鼓を勤めたことにより、当日の勸賞として左近将監に任じられている〔後掲の表 - 1 参照〕。このことが、「住吉における太鼓の名手」という連想を生んだとしても、左近将監に任じられた津守国冬は天王寺の楽人と同列に扱われる存在ではなかった¹²⁾。ここで問題と

南 谷 美 保

したいのは「楽人」という存在であり、それは、『富士太鼓』において、そのシテが夫である富士に、「御身は当社地給の楽人にて、明神に仕へ申す」立場であるという、こうした地位におかれた人々のことである。

しかし、この『富士太鼓』という曲が存在するということからは、この曲が描く事件の前提条件として、いみじくも、このシテの言葉が示すような「当社地給」とされる立場の楽人が、遅くとも、この曲が演じられたことが明らかな十六世紀初頭において、住吉大社に存在しており、そのことが都においても周知の事実でなかったのであれば、当時の上演形態からしてもこのような科白が語られることには無理があったと判断されよう。つまり、この『富士太鼓』という曲の存在は、この当時には、住吉に楽所が存在し、そこに所属する楽人の存在が京都を中心とする猿楽を鑑賞する人々の間では周知のことであったという状況を踏まえて演じられていると考えられ、そのことは、間接的に、十六世紀初頭の住吉大社における楽所の存在を証明するものであるといえるのではないだろうか。

3 住吉神主津守氏と一族と雅楽との関係

3 - 1 箏と方響の名人として

さて、ここで視線を、代々の住吉神主を勤めた津守氏およびその一族に向けてみたい。本稿においては、元禄（1688 - 1704）頃、住吉大社の社家であった梅園惟朝が編纂した『住吉松葉大記』¹³⁾（以下『松葉大記』と称する）を史料として、住吉大社における楽所についても考察するが、まずここでは、この『松葉大記』に記載される津守氏およびその一族に関する音楽関係の記事を整理することを行いたい。というのは、津守氏およびその一族が、優れた音楽家を輩出した家系であることはよく知られているものの、ここで再度、津守氏一族の周辺を整理することで、住吉大社における雅楽演奏を担った住吉楽所のあり方を知る手がかりが示されるのではと思われるからである。

『松葉大記』「氏族部」には、代々神主を務めた津守氏に関する記事があり、ここから、音楽関係の内容を抜粋し、さらに、同書「舞楽部」記載の関連記事および『住吉社神主并一族系図』（以下『一族系図』とする）、『秦箏相承血脉』（以下、『血脉』とする）、『教訓抄』・『体源抄』・『楽家録』などの内容をあわせてまとめたものが、以下の〔表 - 1〕である。さらに、これらの記録を踏まえて、津守氏一族の音楽伝承者を中心にまとめた系図を文末に添えておく。以下、これらの資料をもとに、津守氏をとりまく音楽環境を眺めてみたい。

住吉大社と雅楽

〔表 - 1〕津守氏及びその一族に関する雅楽関係記事

下表については、特に断りがない記事は『住吉松葉大記』『氏族部』よりのもの、を付したものは同書「舞楽部」記載の記事より、また囲み記事は『住吉社神主并一族系図』より、下線を付したものは『秦箏相承血脉』より、さらにを付した内容は『教訓抄』より、を付した内容は『体源抄』よりの記事とする。添付の系図において名を囲んだ者は、この表においても□で囲んだ。

	名	生没年など	音楽関係記事
第39	国基	万寿 $\mathcal{X}$ 1025)- 康和 $\mathcal{K}$ 1102) 藤井戸神主 1023 - 1102	此の人倭歌を以て世に鳴り又箏の妙曲を極む 箏上手。院禅弟子。 住吉神主国基
第43	国盛	大治 $\mathcal{X}$ 1127)権神主31歳 治承 $\mathcal{X}$ 1179)卒70歳 中神主	保元四年 (1157) 三月十四日始めて一切経会を行ひ、 一の神殿の御前においてこれを行ふ
非神主	有基		箏上手。方醫師異朝人 長承年中 (1132 - 1134) 方醫および箏を異朝の 人魏奇に学ぶ
	白幕	有基女	箏上手。太政大臣師長。備後守季通等師。方醫上手。 箏を弾するに妙なり、又方醫を好し、嘗て太政 大臣師長公・備後守季道朝臣の師と為る也
	女子	白幕女	箏上手。夕霧師。
	志良 未久		若是齊増同人歎猶可尋決或国基女
	周防	有基の子宗基の女	周防局 祖父姨の之業を継て箏の秘曲を伝へたる也、故 に暫者夕霧、此人を以て師と為すと云ふ
第44	長盛	久安 $\mathcal{K}$ 1148)叙従五位下10歳 承久 $\mathcal{X}$ 1183)卒82歳	笛方醫等を好して、而其の奥妙を極む 方醫上手。笛上手也 笛を戸部清近に学て其奥義を伝へ、方醫を白幕 に学て其の秘曲を尽す、後遂に従三位行能卿の師 と為る也
	釈 證盛	長盛神主の弟 上野法橋と号す、建仁年中 (1201 - 1204) の人也	琵琶上手。和琴。大炊御門相国頼実公師 性琵琶を弾することを好む、後深く其の態に達す、 近国呼んで琵琶證盛と云う
第46	経国	文治 $\mathcal{X}$ 1187)叙従五位下3歳 安貞 $\mathcal{X}$ 1228)卒44歳 1185 - 1228	笛上手 建保二年 (1214) 二月十四日歡喜寿院供養、獅子 の太鼓を打つ、年卅、又笛の妙曲を極む、兼倭歌 を能す 今按に歡喜寿院は何れの処に在ことを知らず、昔 は津守家唯り於歌道に長するのみに非ず、亦間舞

南 谷 美 保

			楽の之事を能くす、経国神主始て獅子の太鼓を打つ、此れより以後此の曲を以て世、津守家眉目と為す、今や其の伝を失負、実に天下の之嗟嘆也。 笛を祖父長盛に学て其の伝を悉にす、一曲を以て氏人政氏に授く、又太鼓に好し建保二年二月十四日歎喜寿院供養獅子の太鼓を打つ、時に歳三十、津守政氏笛を吹く 今按するに津守家獅子の太鼓を打こと経国神主を以て始めと為す此レヨリ子孫此の業を追ふ、遂に於天下名を高ふす、技芸と雖とも称するに足れり乎 上記の歎喜寿院での師子笛の正氏は、津守長盛の説を伝えるという。〔筆者補：小部正氏は、小部政氏か？『松葉大記』の記事には誤解があるか？〕
第47	国平	建保7(1219)任大学助12歳 弘安8(1285)卒78歳	国平神主能く和歌を作る、又笛・和琴の曲に長せり
	同妹		琵琶を津守定遠に学ぶ、遂に妙手と為る
非神主	国氏	正元弘安の頃の人	能く神楽の事を知り、兼て琵琶・箏・倭琴の芸に通ず。
	国頼	国氏の子	また能く箏・倭琴の事を知る、故に当社楽所の別当職に補せられる。
	定遠	従五位下、嘉禄年中(1225-1227)の人	琵琶の妙音を極む、後出家して蓮上と号す。
	厳盛	定遠の子	琵琶の秘曲を伝ふ 〔筆者補：以後、この家は代々琵琶を伝える。系図参照〕
第48	国助	建長5(1253)任修理亮12歳 永仁7(1299)卒58歳	〔笛〕 文永三年(1266)蓮華王院供養、獅子の太鼓を打つ、年廿五、正応元年(1288)九月十三日秦王の装束四具調進す。 又国助神主能和歌作る、並に笛の妙曲を極むと云ふ 正安二年(1300)十二月五日南都興福寺供養獅子の太鼓を打つ、戸部政躬笛を吹く〔筆者補：国冬の記事と錯簡していると思われる〕 文永三年蓮華王院供養、師子笛戸部政多、太鼓住吉権神主修理亮国助
	釈照恵	国助神主の子 民部卿僧都ト号ス、河内ノ国上ノ太子ニ住ス	〔琵琶。頼盛弟子。〕 和琴と笙とを伶人政秋に学んで深く其の奥秘を探る、又琵琶の極旨を於津守頼盛に学て三曲已下の底蘊を伝ふ

住吉大社と雅楽

	同妹		箏上手 箏に妙なり
	棟国	国助弟 『松葉大記』では、『住吉太神宮諸神事次第』の筆者とする	笙。政秋弟子。 好んで横笛を吹く、伶氏政秋に属して之を学ぶ、遂に楽笛を練磨す〔筆者補：この横笛とあるのは、笙の間違いか？〕
	同妹		能く箏を弾す、後禅尼と為る
非神主	国成		字は寿王、文永年中（1264 - 1274）南都の舞童と為る、踏舞に堪へたるを以てなり
第49	国冬	弘安8（1285）補権神主16歳 元応2（1320）京都にて卒51歳	左近将監。笛上手 正安二年（1300）十二月五日南都興福寺供養獅子の太鼓を打つ、当日の勤賞として左近の将監に任ず 徳治二年（1307）九月十四日今主ノ社に於て始めて法華会並に舞樂を行ふ、同き四年より三月九日を以て式日と為す 正安二年興福寺供養、戸部政躬、太鼓住吉神主国冬
第51	国夏	延慶元年（1308）叙従五位下 1288 - 1352	笛 元徳二年（1330）三月廿七日延暦寺大講堂供養、獅子の太鼓を打つ、年四十二、笛の役戸部政躬、舞役藤井行継、獅子畢て後政躬に従五位上を賜ふ、同日国夏に正四位下を賜ふ 元徳二年（1330）三月廿七日延暦寺大講堂供養、獅子の太鼓を打つ、時に年四十二、戸部政躬笛を吹く、藤井行継・行幸等は舞の役也 今按するに藤井は津守氏人の姓名、此の時此の二人も亦た登山して舞踏之役人と為なる也、 元徳二年延暦寺大講堂供養、師子笛は政躬、太鼓は津守国夏、舞人は藤井行継・行幸
第52	国量		明徳三年（1392）八月廿八日相国寺供養小部政千吹之、以住吉神主国量の相伝吹之、太鼓権神主前大蔵少輔国久打之
	国久	第52代国量神主の子 一時権神主職二補ス	応永三年（1396）山門講堂供養之時登山して獅子の太鼓を打つ 応永三年九月廿日山門大講堂供養、師子戸部政千吹之、太鼓、住吉権神主国久打之
			今按するに津守国久、応永年中大講堂供養、獅子の太鼓を打つ後、津守家楽器を能くする者を聞かず、漸漸衰廃して今に至れり、殊に歎すべし 此後〔筆者補：応永三年以降〕者無之仍不記之、 笛者于今住吉有相伝畢

（生没年について西暦のみで記したものは、辞典類による。その他の西暦は、筆者が補ったもの）

存在したことをうかがわせる記事として興味が持たれる。

そして、この方磬の技は、有基より、その娘白幕の血筋へと伝えられるのであるが、『一族系図』によれば、有基の娘は、やはり「箏の上手」として太政大臣師長の師とされ、その娘は、京都方楽人大神基政の娘で、建礼門院右京大夫の母となる夕霧の師とされている。ただし、夕霧への伝承過程については、『血脉』や『松葉大記』それぞれの記載内容に相違があり、そのいずれが正しいのかは不明であるが¹⁵⁾、いずれにしてもこの家系の人々が箏およびすでに一般的な楽器ではなくなっていた方磬の演奏に優れていたことは事実なのであろう。さらに、第四十四代神主長盛は、白幕より方磬を学んだとされているほか、笛の名手として記録されている。後述のように、長盛以降、笛の名手として知られた津守神主家の人々は、秘曲「師子」笛の伝承者としても、音楽史上その名をとどめるが、その筆頭となる長盛が、やはり京都方楽家として笛の名手であった大神基政の娘であった夕霧の師と同族であったということが、長盛が笛の技を極めたことと何らかの関係があったのかもしれない。さらに、興味深いのは、この長盛以後、津守神主家の人々が代々笛の名手として記録され、琵琶・箏などの絃楽器は傍系の人々が嗜む楽器となるということである。津守氏のそれぞれの家において、伝承すべき楽器が分担されていたのかとも思われる。

石田百合子氏によれば、国基・有基兄弟及び有基の子女が活躍した時期に重なる堀河天皇（在位1086 - 1107）および鳥羽天皇（在位1107 - 1123、上皇在位1129 - 1156）の時代というのは、楽人の層が広がり、「貴族と宮中の楽人以外に、寺社付属の楽人僧侶、芸人遊女等々までが宮廷音楽の世界に侵入して技を競い、それぞれが流派ともいべき芸風を作って弟子を広げた」時代であるとされる¹⁶⁾。こうした時代背景のもと、住吉神主の津守氏の一族も、都における音楽世界での活躍の場を得ることができたのであろうか。また、これも興味深いことは、『残夜抄』に記される夕霧の演奏に関する批評に¹⁷⁾、「何れも何れも物ぐるはしき実説もなき事也。」と記されるその奏法は、正統なものではなく、いわば曲弾きのような技巧をひけらかすものであったかのように推測できる。それは、やはり四天王寺同様に、都から適度に距離をおく住吉の地において伝承された独自の雅楽の流れを汲むものであったのか、あるいは「異朝人」に学んだとされる有基の流れであったのかもしれない。いずれにせよ、次に述べる「師子」曲の伝承とあわせ、住吉に独特な雅楽演奏の伝統があったことは、住吉大社における雅楽演奏環境の歴史を考える上で非常に興味深いものがあるが、しかし、上に述べたような津守氏が代々引き継いだ音楽の才能の存在が、すなわち住吉楽所の存在を裏付けるものとはいえない。とはいうものの、以下に見るように、この後の世代の津守一族の中から、住吉楽所に関わったのではないかと思われる人たちの存在が垣間見えてくる。

3 - 2 「師子」の太鼓と津守氏

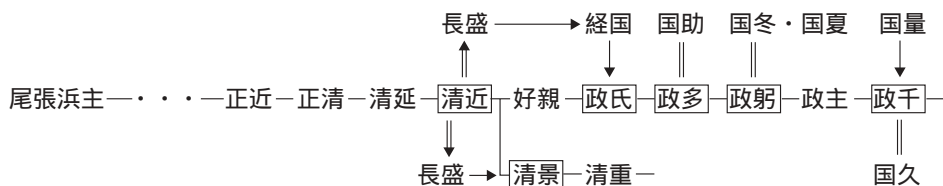
津守氏といえば、雅楽の歴史の上では、秘曲「師子」¹⁸⁾の太鼓を伝える家として知られている。『教訓抄』には、「師子」とは「笛与太太鼓・鉦鼓許也」という演奏形態の曲で、「御願供養」に舞われるものであるという。このうち笛については、戸部氏¹⁹⁾がこれを伝えたとしてお

南 谷 美 保

り、さらに、四天王寺及び住吉大社においては、独自の楽曲が伝わっているということが記されている²⁰⁾。そして、住吉大社において、この「師子」の笛を代々伝えたのは、〔表 - 1〕にまとめた内容および以下に述べる内容から津守神主家であったことが推測される。

『教訓抄』では、建保二年（1214）の歡喜寿院供養でのこの曲の演奏に関する記録が挙げられており、ここに、住吉神主家と「師子」との関係が示されている。すなわち、「建保二年、七条歡喜寿院供養。小部正氏吹之。追テ蒙勸賞任左兵衛少尉了。以住吉ノ神主長盛之相伝吹之。太鼓、権神主津守経国打之。長盛孫子也。束帶。」とあるこの記事の経国の太鼓演奏については、『松葉大記』においても確認でき、同書では、「経国神主始めて獅子の太鼓を打つ、此れより以後、此の曲を以って、世、津守家眉目と為す」とある。『松葉大記』および『体源抄』によれば、この第46代神主経国に続いて、第48代神主国助、第49代神主国冬、第51代神主国夏、そして第52代神主国量の子である国久のいずれもが、「師子」の太鼓を演奏した記録が残される。

さて、上記の『教訓抄』の記事において「小部正氏」とある楽人は、戸部政氏のことであらうと推測され、この内容と、戸部氏の系図から、『松葉大記』の津守経国に関する記事の「氏人政氏」および「津守政氏」とあるのは、正しくは、この戸部政氏と理解すべきであらうと考える。以下に、『体源抄』第十三に記載の「戸部氏系図事」および「代々師子日記事」により戸部氏と津守神主家との関係を示す。□でその名を囲んだ戸部氏の楽人は、「師子」笛の演奏に関する記載において津守神主家との関係が記される者である。



上記において矢印は、それぞれの間において「師子」笛の相伝があったことを示す。二重線は、戸部氏楽人が「師子」笛を演奏する際に、太鼓を担当した住吉神主家関係者を示す。また、戸部清近と津守長盛との関係については、『松葉大記』によると「笛を戸部清近に学て」とあるのみで、「師子」笛相伝については不明であるため、二重矢印で示した²¹⁾。

この長盛の子、津守経国と戸部政氏との関係については、『教訓抄』には、上にも引用したように、歡喜寿院供養では、戸部政氏は「長盛の相伝する師子の曲」を演奏したことが記される。もっとも、これについても上述のように、『松葉大記』では、政氏を住吉氏人とし、この「津守政氏」が「師子」笛を演奏したなどその記述に少々混乱がみられるものの、楽書である『教訓抄』の記事を優先し、さらに戸部氏系図なども合わせて判断すると、これは、やはり津守経国がその父である長盛から相伝した「師子」笛を戸部政氏に復伝したと理解すべきものであらう。さらに、『教訓抄』においては、建久六年（1195）の東大寺供養においては、小部

住吉大社と雅楽

(戸部)清景が、中原有安の説により笛を奏したとされており、この時の太鼓は、異説もあるとされながらも、中原有康〔筆者補：有安に同じ〕としている²²⁾。が、この戸部清景について、『体源抄』の「戸部氏系図」の注記では、「清近弟子住吉長〔盛・筆者補〕説を受く」とあり、『体源抄』の記述に従うと、戸部氏においては、傍系の清景もあわせて津守氏の伝を相伝したこととなる。

これらの記述を総合すると、戸部氏においては、清近以後その直系及び傍系において秘曲「師子」笛相伝に中原有安と津守長盛の二つの伝が伝えられたが、その後の「師子」演奏時の太鼓奏者との関係からの推測²³⁾、および明德三年の相国寺供養において戸部政千が演奏した「師子」笛は、「住吉神主国量」の伝であったとされていることから、少なくとも戸部氏本家にあっては、「師子」笛は津守神主家より伝授されるという伝統が形成されていたと理解することができよう。おそらく、この伝授関係の成立こそが、『教訓抄』以下の楽書類に記されたように、津守経国以降、津守神主家の人々が、代々の「師子」の太鼓を担当するという慣習を生み出したのであろうし、その秘曲伝承者たるをもって、住吉神主津守氏は、都においても一目置かれる存在であったといえよう。

とはいえ、このように、津守神主家が、長盛以前においては、箏と方磬の家として、長盛以降にあっては、笛、特に「師子」を相伝した家として知られていたとしても、そのことがすなわち住吉における雅楽演奏組織の存在に直結する要素であるとは、やはり断定できない。しかし、〔表 - 1〕によれば、津守神主家の長盛以降の神主は、笛のほか、御神楽・東遊などの神事で奏される楽器である和琴を嗜む人が多く、また、津守神主家以外の一族においても、雅楽演奏に堪能であった人の存在が多くあげられている。特に津守国氏、国頼父子については、国氏が神楽に詳しくことが記され、またその子国頼は、箏・和琴に詳しくことから、「当社楽所の別当職に補せられる」と記す『松葉大記』の記事は、注目すべきものであろう。また、第48代神主津守国助の子釈照恵と、国助の弟は、京都方楽人の豊原政秋に笙を学んだことが記され、先の長盛の戸部清近との関係に同じく、津守氏が大内楽所にも関係した京都方楽家との交友関係を持っていたことが伺われる。このように、津守氏のうち、神主家ではない傍系の人々の音楽活動も、住吉大社の雅楽演奏環境およびその楽所に対して、なんらかの影響を及ぼしたことは否定できないことであり、その中から「楽所別当」が任命されるなど、津守一族の存在が住吉大社における音楽演奏に大きく関与していたことが推測されよう²⁴⁾。

4 史料にみる住吉楽人

4 - 1 『住吉太神宮諸神事次第』にみる楽人

『住吉太神宮諸神事次第』は、『住吉神社年中行事』などとも称されるもので、鎌倉時代末期の成立と推定されている津守氏による同社年中行事の記録である²⁵⁾。この記録は、中世芸能の記録、特に御田植神事に関する史料としてしばしば引用されるが、住吉大社の雅楽関係史料としても注目すべき要素を示すものである。すなわち、この史料においては、「楽所」・「舞人」とする記述があり、具体的な演奏曲目が記されていることから、鎌倉期における住吉大社

住吉大社と雅楽

五日	酉刻	国御祭	〔一連の神事が終了して〕 次御神楽。先竈殿。次南門。次御前。
廿日	午刻	一切経会定神事	社司参入之時発乱声。 〔陪膳などの間〕此間楽所奏陵王・納曽利。
三月 三日	辰一点	御節供 鶏合	〔鶏合十番畢〕 <u>勝負舞</u> 。陵王・納曽利
七日	戌刻	一切経会試楽	社司参入之時。楽所発乱声 <u>舞 万歳楽・延喜楽・陵王・納曽利</u>
八日	寅一点 辰一点	一切経会	於中門 楽所発乱声。奏陵王・納曽利 〔神供備進〕 〔惣官以下装束を着用の間〕楽所僧中列立北中門外。社司 以下自南門参入中門之時。楽所左右相共発乱声。〔神人警蹕〕 楽所止乱声。 左右楽人奏春庭楽。 〔神事に続き〕 <u>舞楽四箇法要</u> と <u>入調舞</u> 舞畢還御。奏還城楽。
四月 卯日		卯日御祭 御節供	社司以下参御前之時。発乱声。 舞。
五月 五日	辰一刻	荒和御祓	〔神事に引き続き〕 村人等舞也 競馬五番畢。 <u>勝負舞 陵王・納曽利</u>
六月 晦日	早旦 巳刻		御供備進 〔関係者着座の後〕 次参御前。楽所発乱声。 奏慶雲楽。〔行列〕 〔御祓に続き、田楽・猿楽・ムトウ舞など〕 <u>次舞楽 鳥・胡蝶・万歳楽・甘州・陵王・</u> <u>延喜楽・納曽利</u> 〔奉幣以後。酒三献。各参御前〕 東遊〔田楽等有也〕 次奉出神宝、還御本宮。 次東遊・馬長田楽等遊也。
七月十五日	午刻	孟蘭盆会	〔惣官など参入の時〕楽所発乱声。 〔講読師登高座・行道・講経・下高座〕 <u>次伎楽舞。次散手・貴徳</u> 次相撲十番・ <u>勝負舞 抜頭・納曽利</u> 次奏長慶子。
八月 廿日		相撲会定神事	〔惣官など参入の時〕楽所発乱声 〔儀式の間〕楽所奏陵王・納曽利

南 谷 美 保

九月 九日 より十三日		御供備進	楽所奏陵王・納曽利
十二日	戌刻	試楽	社司参入之時。楽所発乱声 造合舞人淨衣四人舞。南都楽〔人・筆者補〕二人。社家二人。 右方同笙簞篳篥同参也 舞 万歳楽・延喜楽・陵王・納曽利
十三日	寅一点	相撲会	乱声・奏陵王・納曽利 〔惣官以下、装束を着す〕此間楽所僧中など列立北中門之外。 〔社司以下中門に入るとき〕発乱声。 〔神人警蹕〕楽所止乱声。左右楽人奏慶雲楽。 行列。〔神宝奉納などに続き、それぞれ着座〕 左右楽人発乱声〔此間競馬〕 〔巫女の供舞に続き〕次伝供。奏十天楽。 〔神事に引き続き〕舞楽四箇法要 次競馬十番・勝負舞 陵王・納曽利 次 入調舞〔此間饗膳〕 楽所発乱声。次 散手・貴徳 次相撲十三番。勝負舞 抜頭 納曽利 〔還御〕楽所奏還城楽 御神楽
晦日	辰一点 巳一点	玉手島御祓神事	〔御供備進〕 〔案内申す〕 社司参御前之時。楽所発乱声。 〔神事に引き続き、ムトウ舞〕 次舞 鳥・蝶以下舞 畢還御。
十一月 辰日	酉刻	国祭	各参一御前。入南中門之時。於迴廊発歌曲・歌和琴笛。各 着座。御供備進畢。
	戌時	御神楽	次御神楽衆着座幣殿。 〔社司氏人等参入し、酒肴一献〕 次御神楽始也。唐神之後中臣。 〔次連々ムトウ〕 御神楽畢。巫女等着座舞也。
巳日	酉刻	後宴饗膳行也	各着座神館。〔三献畢徹也〕 次神楽。 東遊陪従宝蔵前列立。東遊舞 也。 次御神楽衆着座。巫女着座。 中臣連々ムトウ。次第。如去夜。

住吉大社と雅楽

このように、『住吉太神宮諸神事次第』によると、鎌倉期の住吉大社楽所にあつては、神事においては「乱声」の奏楽および「万歳楽・延喜楽」の舞楽、そして鶏合や競馬、相撲などの勝負舞としての「陵王・納曽利」の舞の演奏に加え、「東遊」・「御神楽」や踏歌会での「催馬楽」という歌い物にいたるまでの様々な曲種を含む雅楽演奏が必要とされていたことが分かる。さらに、神宮寺を中心とした行事においては、神事に引き続き舞楽四箇法要²⁶⁾の形式で法儀が執り行われていたため、そこでは、入調舞をはじめとして、より多く舞楽の曲目がレパートリーとして必要とされたことがわかる²⁷⁾。これだけの楽の演奏が可能となる楽所の構成としては、ある程度の楽人の数が必要であり、次に触れることになる『松葉大記』の、「かつては十数家の楽人が存在した」という記述が納得できるものとなる。

しかし、この『住吉太神宮諸神事次第』においては、この他にも注目すべき点が見出される。その一つが、一月四日の踏歌に引き続き行われる神宮寺修正会出の舞人装束に関する記述である。ここでは、「万歳楽・延喜楽」の番舞が舞われるのであるが、これについて「舞人四人着青摺」とあり、舞人装束として、「東遊」に用いられる青摺装束が用いられていたことが記される。他の箇所にはこうした記載がないことから、この日の行事が踏歌神事に引き続き行われるものであったために、楽人が、踏歌神事に出仕する装束のまま神宮寺に移動し、そのままの装束で舞を舞うことになっていたという限定的な慣習を記したものであろうが、あるいは、この時代の住吉大社に独自の舞装束の使用法を記載したものであるのかもしれない。

次に、九月十二日の相撲会試楽の項において、「造合舞人淨衣四人舞 南都楽[人・筆者補]二人、社家二人」とある点である。これは、翌十三日に執り行われる相撲会という大会の試楽であるから、楽人も当然、翌日の出仕予定者が参加しているはずである。そこに、南都楽人が参加しているということは、『住吉太神宮諸神事次第』には記載がないものの、翌日の相撲会当日にも彼ら南都楽人の出仕があったということであろう。住吉大社と南都楽人との関係については、以下、『松葉大記』の内容と合わせて考察するものとしたいが、住吉大社が、鎌倉時代においては、近在の四天王寺楽人ではなく、あえて遠方の南都楽人との関係を結んでいたということを指摘しておきたい。その背景には、この時代の天王寺楽人が、京都や奈良の楽人よりも社会的に低い位置におかれていたことが影響していたのであろうか。

4 - 2 『住吉松葉大記』の楽所・楽人関係の記事について

『住吉松葉大記』（以下では再び『松葉大記』と称す）は、「著者惟朝の生没年は不明。ただしこの書には住吉社六十七代神主津守国教（延宝五年～正徳元年〔1677 - 1711〕在任）に、「当正神主」との注記があるので、惟朝は十七世紀から十八世紀にかけて生きた人物であることは確かである。」として、同書の記載内容からして、「この書は宝永元年から正徳元年までの間、おそらくは宝永元年をさほどくだらない頃、すなわち十八世紀初頭に成立したのではないか。」とされている²⁸⁾。後に触れるように、宝永三年（1706）には、四天王寺楽人が住吉楽人の指導を行うことになるのであるが、『松葉大記』には、この件については全く触れていないので、この点からも、この書の成立時期についてはこのように判断できるといえよう。した

南 谷 美 保

がってこの『松葉大記』には、宝永年間以前の住吉大社の楽所・楽人の実態を示す記事が記されていると考えられる。

以下、『松葉大記』より楽所に関係する記事を見ていこう。『松葉大記』には、職役部に「伶人」とする項があり、前述のように、「今住吉の旧記を按するに伶人の党十余家よりも下らず、然るに神領損耗音楽断絶以来次第に滅却散亡して、今其の家裔偶々二人住吉を離れて他所に住ず、僅かに勤むる所の神役左方に記す、甚だ痛哭す可し矣」²⁹⁾と記され、続いて、宝永初年ごろの楽所出仕の行事を列挙する。その内容を、一覧表にまとめると下表のようになり、『住吉太神宮諸神事次第』に記された雅楽・舞楽演奏の状況に比較するとかなり簡略化されていることが分かる。さらに、「楽所」という組織名は存在しても、その実態は伴わないものとなっていたことも分かる。

〔表 - 3〕『住吉松葉大記』に見る十八世紀初頭頃の楽所出仕行事

正月 朔日	神館の上の客殿において、神主家の子白散の陪膳	
四日夜	踏歌の神事、伶人一人並に楽所の職事一人、下の客殿に於て膳酒有り	
七日	朝御唐煎の陪膳、但し近年出でず、戸方代て之を勤む	
十三日	上の客殿において両官饗頭の陪膳	
三月 八日	神輿の供奉並に楽所の職事これに随ふ	
九日	神宮寺法華会、伶人並に楽所の職事出で事を行ふ	
五月廿八日	御田植の棧敷に於て饗酒の陪膳	
九月十三日	神輿の供奉並に楽所の職事これに随ふ	
正月朔日の夜より同じく七日に至るまで	神宮寺修正会	伶人出仕すべしといえども、今音楽無きに依て楽所の職事一人伶人に代て太鼓の役に候し登高座下高座の節を撃つのみ
正月八日、十日、十五日	津守寺西塔の法事	

なお、三月九日に行われるとされる「法華会」³⁰⁾は、『松葉大記』によると、第四十九代神主津守国冬が徳治二年（1307）年九月十四日に始めて行ったもので、同四年より三月九日を式日にしたとされている。一方で、この「法華会」に関する記載が、『住吉太神宮諸神事次第』にはないことから、『住吉太神宮諸神事次第』はこの年以前に記されたものと思われ、このことから、『住吉太神宮諸神事次第』の成立年代を、徳治二年（1307）以前へと限定できる可能性もあると考える。また、『松葉大記』によれば、保元四年（1159）三月十四日に始めて執り行われたとされる「一切経会」については、同書に記載の古記録として、大永五年（1525）三月八日の規模に基づくと思われる永禄十三年（1570）三月八日の当日式の写があり、これによると、儀式次第は『住吉太神宮諸神事次第』のものとはほぼ同じであるが、こちらには、『住吉太神宮諸神事次第』には記載がなかった入調舞の目録がある。それによると、「安摩・二舞、春鶯囀・古鳥蘇、秋風楽・登天楽、桃李花・仁和楽、甘州・林歌、北庭楽・八仙、散手・貴徳、陵王・納曽利」などのレパートリーが記される。ただし、「入調の舞は不定、伶人方より書き

住吉大社と雅楽

出ださるるを其の時々に会式に書き加えり」とあり、これらの中からいくつかの舞楽が選出されて演じられたことが分かる。さらに、『住吉太神宮諸神事次第』成立以降に行われるようになったのであろう三月九日の法華会においても、供養舞および入調舞が舞われたことが記される³¹⁾。が、〔表 - 3〕から明らかな様に、宝永初年の時点では、これらの儀式においては、すでにかつての規模での舞楽は行われていなかったようである。かつ『松葉大記』には、『住吉太神宮諸神事次第』に記載されていた相撲会における「南都楽人」の関与は明記されていない。しかし、天和三年（1683）に、当時の住吉神主であった津守国教が著した『住吉大神宮年中行事』九月の巻にある「相撲会」の項には「舞人四人舞フ 南都楽人二人 社家二人」とある。

ここで、問題となるのは、1) 天和三年の記録では相撲会において舞楽が演じられたように記されているのに、その約二十年後に記された『松葉大記』においては、相撲会での舞楽に関する言及がないこと、2) 『松葉大記』においては、南都楽人の出仕に関する情報が確認できないこと、3) ならば、『住吉太神宮諸神事次第』に見られた南都楽人の住吉相撲会への出仕がいつごろまで継続していたのか、4) また、いかなる理由によって、南都楽人の出仕が行われるようになり、それが断絶に至ったのか、という点であろう。そして、後述のように、住吉大社は宝永年間以降、天王寺楽人との関係を結ぶわけであるが、なぜ、この時点で以前のように南都楽人との関係を復活させようとはしなかったのか、という点も一つの疑問となろう。

これらの問題点すべてを解明することは今の時点では不可能であるが、『松葉大記』には、住吉大社の南都楽人との関係に関する興味深い記事がある。それは、同書「氏族部」の津守氏に関する記載の中に、「又按に板屋・狛は津守の本姓、（中略）狛は蓋し高麗の訓、（中略）然れは則ち津守氏は神功皇后の賜ふ所、狛は後来の称号ならんか、建保年中狛の近真と云う者の有り、曾て経国神主に事ふ、其の後寥々として狛氏の名を聞かず、五百年前已に狛の称を停むるか、専ら津守と称して狛と称さず。」とある記事である。ここでは、津守氏と南都楽人の狛近真との関係が示唆されている。確かに狛近真の著した『教訓抄』には、住吉の楽について触れた箇所がありこの記述はあながちに否定できるものでもないように思われる³²⁾。また、これも〔表 - 1〕に示したように、『松葉大記』には津守国成が、文永年中（1264 - 1274）に南都の舞童となるという記述や、第四十九代神主津守国冬が正安二年（1300）に興福寺供養において「師子」の太鼓を打ったとする記述もあり、鎌倉時代において、住吉大社と南都楽人との間になんらかの交流が有ったらしいことが伺われ、このことは、同社の相撲会における南都楽人の出仕と関係するのではないかと思われる。

住吉大社における舞楽の退転に関しては、『松葉大記』には以下の記事がある。まず、同書舞楽部において、「今按ずるに当社舞楽有ること往昔よりなり、然るに建武以来漸漸に退転す、永正（1504 - 1521）大永（1521 - 1528）享祿（1528 - 1532）天文（1532 - 1555）の比に至るまで舞楽勤行旧記綿焉たり、永祿（1558 - 1570）元龜（1570 - 1573）之間に及んで大に衰廃し、文祿（1592 - 1596）年中の検地に遭ふて神領は劫略せられ、伶人は散亡して舞楽遂に断絶す、然りと雖も古礼黙止難く、天王寺より伶人を傭請し、式日の祭礼に音楽を奏す、慶長十五年

南 谷 美 保

(1610) に到て伶人カウヒト神人大に争論之事有り、音楽之が為に断絶せられて今にいたるまで亦た興ること無し。」「(西暦は筆者補・ルビママ)」と記され、住吉大社の雅楽演奏が、十六世紀末には楽人の散亡により舞楽が断絶したことが記されている³³⁾。

一方で、住吉大社相撲会における南都楽人の出仕の状況は、『お湯殿上日記』では天文十一年(1542)六月十七日条に、「このほと南都の舞人申すみよしの社すまうの志とて年々ある事にてあるを。ちかきころ楽なともたいてんのやうにて。たゝ住よしの社家はかりにてとりおこなうよし。をのをのれんしよにて申あひた。くわんしゆ寺大納言に女房のほうしよをいたされて。もともとありつけたることくに申しつくへきよし。住よしへおほせいたさるゝなり。」とあることで、知ることが出来る。つまり、天文十一年の時点では、住吉大社の相撲会における南都楽人の出仕は中断していたが、これを再興するようにとの女房奉書が下されているのである。上述の『松葉大記』にある「旧記」がどのようなものなのかが不明ではあるが、その記述と、この『お湯殿上日記』の記事とにより判断すると、天文十一年ごろの「舞楽勤行」は、社家によるもので、さほど大規模なものではなかったのかもしれない。また、この天文十一年の時点で、南都楽人の出仕が復活していたとしても、結果的に、相撲会の盛儀はさほど長くは続かなかった。というのは、文禄年中の神領の喪失に伴い、住吉では独自に楽人を保持することが出来なくなったために舞楽が退転したこと、その後天王寺楽人を招請したが、慶長十五年に争論に及び再び雅楽・舞楽の演奏が断絶したことが『松葉大記』には記されているからである。

以上により、遅くとも十四世紀初頭、あるいは、『教訓抄』の成立した天福元年(1233)あたりまで遡りうる時代から住吉大社と南都楽人との間にはなんらかの交流があり、それは、中断したものの、十六世紀半ばの天文十一年に復活し、その後しばらくは続いていたのであろうと推測される。が、文禄年間にこの関係が再び途絶えた後、住吉大社では、南都楽人との関係を再構築するのではなく、おそらく、慶長年間の豊臣秀頼の楽所造営³⁴⁾に伴ってのことであろうか、この時期に新たに四天王寺の楽人との関係を結び、これも慶長十五年の時点で一旦途切れるが、再び宝永三年(1706)に住吉大社よりの依頼により、住吉楽人の師匠として天王寺楽人が招かれることとなったということがわかる。この時代の天王寺楽人は、かつてとは異なり天正年間以降においては、三方楽所の一員として京都及び奈良の楽人と対等な地位を獲得していたことも、住吉大社があえて再び南都楽人との関係を復活させずとも、近在の天王寺楽人との関係を構築することで満足した要因であったと思われる。

なお、『松葉大記』には、上に引用した記事に続く「楽目録」において、輪王ノ乱声と云う曲目を示し、これについて、著者惟朝が、この曲目は、「永正十四年の記に見たり」というものの不審があるとして、「これを天王寺の伶家林氏に正す、林氏が云く、輪王の乱声といふもの無し、此れ恐くは林邑の訛言ならんか」と回答した旨を記載している。すでに指摘したように、同書においては宝永三年以降の天王寺楽人と住吉楽人との関係に関する言及はないのであるが、上記のように、著者惟朝が天王寺方楽人との交流があったことが伺われる記事があることは、あるいは、慶長十五年の関係断絶以後も、住吉大社と天王寺楽人との間に何らかの関係

住吉大社と雅楽

が存続していた可能性も考えられよう³⁵⁾。

4 - 3 舞楽面・舞楽装束の調査結果から

住吉大社における舞楽面および舞楽装束については、すでに調査が行われており、その報告も公表されている³⁶⁾。それらによると、住吉大社に収蔵される舞楽装束として、左方平舞・右方平舞・左方蛮絵・右方蛮絵・陵王・納曽利・貴徳・還城楽・迦陵頻・胡蝶の装束あるいはその付属品が挙げられており、いずれも江戸時代のもので、その殆どが江戸中期から後期のものとされている。後述のように、江戸時代の天王寺楽人側の史料によれば、宝永六年（1709）年五月の住吉大社正遷宮に際して、天王寺楽所よりの出仕があった際には、必要となる舞楽装束のほとんどを天王寺楽人が持参していることから、宝永年間においては、住吉大社にはすでに使用に耐える舞楽装束がごくわずかしかなかったことがわかり、その状態は、以下に引用する『松葉大記』の記載にある通りであったのであろう。つまり、上述の内容と併せ、住吉大社における舞楽断絶時期が存在したことを、これらの装束の実態が示しているといえる。また、同じく天王寺楽人の記録によれば、寛保元年（1741）に、「近年大坂堺講中ヨリ舞楽装束寄付」があったことが記されており、その装束は、現在、住吉大社に所蔵される装束の一部をなしていると思われる。

舞楽面については、舞楽装束よりも古い時代のものが伝わっていることが分かる。すでに、『松葉大記』神宝部にも、「余一日社頭高蔵に入て舞楽の具を見る、往昔の全盛を思ひ今時の衰廃を悲む。舞の装束鳥兜散乱破断して悉く鼠塵となる。其の中ち猶古面そこはくを遣す、年紀無き者は考ふべからず、皆是れ数百年來の物なり。余今、其の銘有る面七、八枚を記して」として、惟朝が、いくつかの面に関して調査した結果を記述している。その内容に、西川杏太郎氏の調査報告³⁷⁾も合わせ一覧とする。

〔表 - 4〕住吉大社伝来の舞楽および舞具

面の種類など	銘記	数量	西村氏の鑑定
抜頭面	永暦二年（1161）二月廿七日	1	永暦二年のもの
阿夜岐理[綾切]面	永暦二年二月廿七日	4	永暦二年のもの、藤原和様
貴徳番子二面内	応保三年（1163）三月十八日	1	住吉太神宮貴徳番子四内
秦王面四具内	正応元年（1288）九月十一日 新調之	1	能面に一咏通ずる好技
秦王肩食八内	正応元年九月十一日		
秦王河伯女四具内	正応元年九月十一日 新調之		
皇仁庭		1	綾切面などと同じ時期
納曽利		1	鎌倉末期の作

を付した内容は、西川杏太郎氏の報告書によるもの

これらの舞楽面の銘記のうち、正応元年の秦王面については、『松葉大記』に第四十八代神主津守国助が、「正応元年九月十三日秦王の装束四具調進す」とあるものであろう。つまり、

南 谷 美 保

この年の相撲会で用いるべく新たに調えられた秦王破陣楽の装束の一部が現存しているのである。永暦二年の舞楽面については、すでに触れたように、第四十三代神主である津守国盛が保元四年（1159）三月に初めて一切経会を行ったことに関連するもので、舞楽の演奏環境を整えるべく調進されたものであるのかもしれない。このように、『松葉大記』の記事にあった正応元年の秦王装束の調進時の面が現存することや、そして〔表 - 1〕に示したように津守国成が、南都の舞童になったこと、さらに徳治二年に第四十九代神主津守国冬が初めて法華会ならびに舞楽を行ったことなどの『松葉大記』の記事からは、十三世紀後半から十四世紀はじめにかけて、住吉大社において舞楽が非常に盛んになった時代があったのではないかと推測される。が、舞楽面よりも損傷しやすい装束については、使用に耐える状態での保存がなされず、江戸時代の舞楽復興以前の演奏状況は、史料によって確認できるのみとなっている。

5 おわりに - 江戸期の住吉大社と舞楽 -

江戸時代の住吉大社における舞楽演奏については、すでに考察を行ったことがある³⁸⁾が、以下においても、今まで述べてきた内容を踏まえて再度、江戸時代の住吉大社における雅楽演奏環境について確認しておきたい。天王寺楽人の残した史料において、彼らと住吉大社との関係を示すもっとも古い記事は、すでに述べたように、天王寺方楽人岡昌名の編纂した『新撰楽道類聚』第三十巻「楽道雑記」にある、宝永三年（1706）年に「住吉楽人」への指導を天王寺方楽人の林廣満、岡昌純、東儀兼當らが行ったとする記事である。すなわち、

摂州住吉社昔伶人家アリテ大神事コトニハ舞楽モアリケレトモ今絶了、ワツカニ伶人家ノ後胤ニ三家残漸出仕スルハカリ也、然間神主津守国教コレヲナケキ再興ノ志願ヲ起シ当地ノ楽ヲ相伝セシメント指南ヲ懇望アリ、即笙八太秦廣満、笛八太秦昌純、簞篳八太秦兼當以上三人指南セシメ畢、于時宝永三戌年三月廿三日師弟約ヲナス

とあり、「住吉伶人家」として、「北村左門、同右中、同丹下此三人也」、「追テ末々猶人数ヲ増ベキ企ト也」とも記される。つまり、宝永三年の時点では、『松葉大記』にもあるように、住吉大社における舞楽の伝統は断絶しており、伶人家も三家のみという状況であったことがわかる。こうした状況を嘆きかつての楽儀盛んなる様子を復興しようと、当時の神主津守国教が天王寺楽人の指南を仰いだのである。

この宝永三年の時点で、神主津守国教が、天王寺楽人に住吉大社楽人の指導を依頼したのは、その三年後、宝永六年（1709）に執行された住吉大社正遷宮の準備の一環としてではないか、と推測される。この宝永六年五月一日から二日にかけて執り行われた正遷宮次第の記録が、天王寺楽家の林家が残した記録である『四天王寺舞楽之記』第三に記されている³⁹⁾。これによると、正遷宮に際しては、確かに「住吉楽人」として、北村左門典次、同右仲典長、同田宮典久の三名が記されるが、彼らは、一日の正遷宮に際しての行列に参加しているものの、「神輿ノ両ワキニ附也」と記されるのみで、実際に奏楽に携わっていたのかは不明である。そして、二日の神事に引き続き行われた法要では、天王寺楽人二十二名の出仕により舞楽二箇法要が執り行われているが、ここでの奏楽及び舞楽に、彼ら住吉楽人が関与したという記録もない。

住吉大社と雅楽

この正遷宮の日に出仕した「住吉楽人」であるが、このうちの二人は、宝永三年に天王寺楽人に入門した「北村左門、同右中」に同じ人物である。残りの一名が異なるものの、人数は三名に同じである。しかし、三名という人数では、正式な雅楽演奏を執り行うことは不可能であり、舞楽の演奏などは望むべくもない。宝永三年の時点では、「追テ末々猶人数ヲ増ベキ企ト也」であったようであり、舞楽の復興も視野に入れての計画であったようであるが、それはこの宝永六年の正遷宮の時点では実現していなかったようである。

また、『四天王寺舞楽之記』第三には、この正遷宮のために、天王寺楽人が持参した舞楽装束類の控が記されている。それによると、舞楽装束は、「万歳楽常装束五人前、延喜楽常装束五人前、太平楽皆具四人前、狛杵四人前、陵王皆具一人前、納曽利二人前、前掛褌四人前」、その他道具類が挙げられており、これと、五月二日の法要において演じられた舞楽である「振鉾、万歳楽・延喜楽、一曲、桃李花・登天楽、安摩・蘇利古、太平楽・狛杵、陵王・納曽利」の曲目とを照合すると、住吉大社側で用意された舞楽装束は、「桃李花・登天楽」で用いられる蛸絵装束のみであったことが分かる。住吉大社には、森口隆次氏が江戸中期のものとされた⁴⁰⁾左方および右方の蛸絵装束が伝来しており、あるいは、この蛸絵装束がこの時用いられたものであるのかもしれない。が、それ以外の装束類が、天王寺楽人により持参されたということは、住吉大社の側にその用意が無かった、あるいは常装束とされる襲装束などは必要枚数の用意が無かったということではないかと推測される。特に、「陵王・納曽利」は、『住吉太神宮諸神事次第』によれば、住吉大社においてしばしば舞われた舞楽であったにもかかわらず、『四天王寺舞楽之記』によれば、この舞に必要な面以下、装束類すべてが持参されていることから、住吉大社においてこれらの舞楽の上演が断絶した後かなりの年数が経過していたのではないと思われる。

この正遷宮の記事以降、天王寺楽人の側に住吉大社関係の記録が残されることは見当たらず、次に天王寺楽人側の史料によって、天王寺楽人と住吉大社との関係が示されるのは、寛保元年(1741)のことである。『四天王寺楽人林家楽書類』第五十三冊『住吉舞楽二付往来之留』および第五十四冊『住吉一切経舞楽之留』⁴¹⁾に、寛保年間以降、天保年間までの住吉大社への天王寺楽人の出仕の記録が残されるのがそれである。同書には、すでに触れたように、「近年大坂堺講中ヨリ舞楽装束寄附有之」を機会に、寛保元年に三月八日の一切経会の再興を住吉社務津守兵部少輔が願い出たところ、大坂では判断できないので、江戸にて願い出るように、つまり寺社奉行の扱いとするようにと指示されたものを、天王寺楽人の林廣雄⁴²⁾、岡昌名らが、大坂城代に掛け合せて、「中絶二而八無御座候、是迄茂カタギ斗八有之候間」ということとして、翌年三月よりの実施が認められた経緯が記される。これを受けて、同年十二月、翌年寛保二年三月八日の舞楽への出仕依頼が住吉よりあったという記事が残されている。その後、寛保二年二月八日に、舞楽の演奏を引き受ける旨の回答を行い、廿日、および三月四日の二日にわたり、天王寺楽人が打ち合わせに住吉を訪れている⁴³⁾。参考とすべき近年の例が無いために、入念な打ち合わせが必要となったのであろう。『住吉舞楽二付往来之留』によると、実質的には再興されたと思われる一切経会の次第は、「先中門乱声、次神幸、次集会乱声、振杵、次奉幣、次

宣命、次四智讃、次伽陀、次登高座、次散華、次行道、一曲、次行事舞（万歳楽・延喜楽、賀殿・地久）、次下高座、入調（桃李花・登天楽、甘州・林歌、陵王・納曽利）、還幸」と、かつての次第よりかなり簡略化されていることがわかる。なお、この寛保二年の一切経会の記事においては、「住吉楽人」との記載はないものの、当日の関係者に「北村典膳」の名が見え、この人物は、後述の文化七年の正遷宮の記事において住吉楽人であったことが確認できる。

さて、一切経会前日の三月七日には、天王寺楽人側より荷物を送り出しているが、その内容を見ると、狩衣十四人分（これは、当日出仕した楽人人数に同じである）、幔幕などの記載はあるが、舞楽装束については記載がなく、舞楽装束については、上述の「近年寄附された」住吉の装束を使用したのであろうかとも思われる。が、延享元年（1744）二月廿八日の記事によると、「北村典膳於会所呼遣、去年迄八狩衣着用候得共、今年より舞楽装束着用可致旨申入」とある。これは、寛保二年以降、おそらく、すべての舞楽において舞楽装束を用いることはせず、略式の例として四天王寺でも行われていたように、平舞については管方装束と兼用の狩衣のままで舞を舞っていたのを、この年より改め、舞人は舞楽装束を着用することとするという意味に解釈できよう。すなわち、この記事から、寛保元年頃にあったとされる「大坂堺講中ヨリ」の舞楽装束寄附は、儀式執行に際して必要となる舞楽装束一式にわたるものではなく、一部の装束の寄進、おそらくは「陵王・納曽利」の別様装束であったのではないだろうか判断できる。それが、次第に整備され、延享元年の時点で、すべての舞について舞楽装束が着用可能となったのであろう⁴⁴⁾。これについては、あくまで推測の域をでないものであるが、一方で、このように、舞楽装束を用いる旨を通告することは、天王寺楽人の側においても、住吉大社の一切経会を重要な儀式的場として意識するようになったということの意味するのであろう。

さて、巻末の〔表 - 5〕にまとめたように、『住吉舞楽二付往来之留』および『住吉一切経舞楽之留』によれば、天王寺楽人の住吉大社一切経会への出仕は、文化五年（1808）に至るまで、六十年以上にわたって行われた。ただし、その間、宝暦五年（1755）より同十三年までは中断された時期となっており、その後、宝暦十四年からの出仕が再開されている。この中断の経緯については史料が残されておらず、その理由などは不明である⁴⁵⁾。さらに、文化五年の一切経会の記録としては、「住吉神事舞楽ナシ」と記載され、同様の記載が文化七年まで続いた後、以後の記録は途絶えている。かつ、享和元年（1801）には、住吉大社において相撲会も再興されているが、これについても天王寺楽人の側の史料にはその経緯を伝える記録がなく、「再興」とのみ記され、舞楽曲目とその演者のみが記録されている。相撲会については、享和元年以後文化六年まで継続して舞楽が上演された記録があるものの、この文化六年の記録を最後に以後の記録はない。

ところが、『四天王寺舞楽之記』巻十五⁴⁶⁾には、三十年ほど経た天保七年（1836）三月八日の記事として、「住吉楽役無人二付後見願来候二付出席」とする記事がある。ここには、「人数楽頭二人、師家三人、仲ヶ間二人」が出仕、「万歳楽・延喜楽、桃李花・登天楽、陵王・納曽利」を舞った記録が残される。この年には、九月十三日の相撲会にも、同じく「住吉楽役無人二付後見願来候二付」とあり十名の天王寺楽人が出仕している。その後、天保九年にも、同様

住吉大社と雅楽

に住吉の一切経会と相撲会に、天保十一年には一切経会に依頼を受け、天王寺楽人が出仕している。が、これを最後に、天王寺楽人の住吉大社への出仕に関する記事は見当たらない。

しかし、断片的とはいえ、この天保年間の記録は、この時期の住吉大社の雅楽演奏環境についての重要な示唆を与えてくれるものであるといえる。まず、天保七年三月の記事に注目したい。「住吉楽役無人二付後見願来候二付」という記事からは、この時期の住吉大社においては、必要な雅楽を演奏する「楽役」が存在したことが、ここに示される。つまり、通常であれば、この「楽役」がこなしている楽儀が、何らかの状況により「無人」となったために、いわばピンチヒッターとして天王寺楽人への依頼があったということである。このことは、この時期の住吉大社においては、この天保七年の天王寺楽人林家の記録に残された規模の舞楽を上演できる規模の「楽役」が存在していたことを意味している。かつ、当日出仕した天王寺楽人に対して、「師家」とする表現が用いられている⁴⁷⁾。これは、この時代の禁裏付楽人であった三方楽所楽人の日記、たとえば、天王寺方東儀文均の『楽所日記』などから判断すると、寺社楽人や民間の雅楽演奏団体において、日常的に雅楽の指導を行っていた立場の三方楽所楽人を指している表現であると理解される⁴⁸⁾ので、ここでは、天王寺楽人が、日常的に住吉大社の「楽役」に対して、雅楽指導を行っていたことを意味すると考えられる。つまり、天保年間においては、住吉大社には、舞楽の上演が可能な規模の「楽役」が存在し、この「楽役」たちは、天王寺楽人の指導を受けていたということが分かるのである。その関係は、おそらくは宝永年間以来続いていたのであろう。

そして、この推測を補強するものとして、『住吉一切経舞楽之留』の末尾に記された記事に注目したい。同書は、上述のように、文化七年三月八日の条に、「住吉神事 舞楽無之」と記され、これが、住吉大社の一切経会及び相撲会に天王寺楽人が継続的に関係した記録の最後のもとなっている。そして、それに続いて、同年四月廿七日の記事として、「住吉正遷宮二付住吉楽役者相勤候留」として、正遷宮行事に奏された楽及び舞楽の目録が記載される。そして、「楽役者」として、箏箏担当の北村新十郎、日間左門、笛担当の中蔵人、日間大哉、笙担当の北村典膳、北村左平らの氏名と担当楽器が記されている。かつ、正遷宮の儀式での舞楽として、日間大哉と北村左平とによる二人舞での万歳楽、北村典膳による一人舞での延喜楽が記録されている⁴⁹⁾。

六名の楽役で舞楽が演奏できたのかという疑問があるかもしれないが、当時、天王寺楽所においても、四天王寺における通常の法要での舞楽は、六名の楽人を一組としてこれを演奏するという制度が機能しており⁵⁰⁾、住吉大社においても、六名で行う略式の舞楽演奏が行われたのであろう。そして、文化七年四月の時点で、このように、住吉大社の楽役のみでも、何とか舞楽を伴う儀式を執り行うことが可能になったということが、この年以降、天王寺楽人が住吉大社に出向いて儀式に参加するということが行われなくなった原因であったのであろう。が、その一方で、上述のように、天王寺楽人による住吉楽役の音楽指導は続いていたものと思われる。はたして、その後、天保年間に至って、臨時に天王寺楽人が招請された際に演奏した規模と同じ規模で、住吉楽役による舞楽が演奏されていたのかどうかは、記録を欠いているために判断

南 谷 美 保

できないが、現在、住吉大社に伝来の江戸時代に由来する舞楽装束の状況からすると、文化年間以降においては、住吉大社における舞楽演奏が復興されていたと考えることは可能であろう。宝永初年に、当時の神主であった津守国教が試みた住吉大社における楽儀復興は、おそらくそれなりの成果を挙げていたのではないかと推測される。

もちろん、天王寺楽人は無償で出仕したわけではなく、出仕する都度、それなりの報酬に住吉大社から受け取っていた⁵¹⁾。住吉大社の側からすれば、雅楽演奏環境の維持のためには、これらの謝礼と楽役の養成費用という経済的な負担がかかっていたわけである。『松葉大記』にあるように、文禄年間に神領を失ったことにより伶人を維持できなくなった住吉大社において、これらの費用はどのように捻出されたのであろうか⁵²⁾。また、寛保年間に舞楽装束を寄附した講の存在は、住吉大社における雅楽演奏環境にどのように関わっていたのであろうか。史料不足のために未だに解明できない点が多いままであるが、とりあえずは住吉大社における雅楽演奏に関する江戸末期までの歴史的変遷の大まかな枠組みは把握できたのではないかと考える。

〔表 - 5〕江戸期における一切経会舞楽演奏状況

年号	儀式舞	行事舞	入調
寛保 2	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
3	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	春庭楽・古鳥蘇 甘州・林歌 陵王・納曽利
延享 1	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
2	出仕せず	天王寺楽人が関東御用下向につき	
3	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	春庭楽・古鳥蘇 甘州・林歌 陵王・納曽利
4	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽	北庭楽・仁和楽 桃李花・登天楽 陵王・納曽利
寛延 1		記録の記載なし	
2	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
3		記録の記載なし	
宝暦 1	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
2	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 三台塩・古鳥蘇 陵王・納曽利
3	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 五常楽・古鳥蘇 陵王・納曽利
4	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
5	舞楽中絶		
明和 1	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 打毬楽・古鳥蘇 陵王・納曽利
2	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
3	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
4	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	春庭楽・古鳥蘇 賀王恩・綾切 陵王・納曽利
5	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
6	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 裏頭楽・古鳥蘇 陵王・納曽利
7	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
8	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	甘州・林歌 陵王・納曽利
安永 1	振鉾 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利

住吉大社と雅楽

	2	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 裏頭楽・白浜 陵王・納曽利
	3	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	甘州・林歌 一鼓・蘇利古 陵王・納曽利
	4	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 賀殿・地久	桃李花・登天楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
	5	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	甘州・林歌 賀殿・地久 陵王・納曽利
	6	振鉦	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	安摩・蘇利古 甘州・林歌 陵王・納曽利
	7	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	散手・貴徳 甘州・林歌 陵王・納曽利
	8		江戸大納言様薨去のためなし	
	9	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	賀殿・地久 甘州・林歌 陵王・納曽利
天明	1	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	賀殿・地久 甘州・林歌 陵王・納曽利
	2	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	賀殿・地久 甘州・林歌 陵王・納曽利
	3	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	散手・貴徳 甘州・林歌 陵王・納曽利
	4	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	甘州・林歌 北庭楽・古鳥蘇 陵王・納曽利
	5	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	散手・貴徳 甘州・林歌 陵王・納曽利
	6	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	春庭楽・古鳥蘇 甘州・林歌 陵王・納曽利
	7	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	散手・貴徳 陪臚・狛杵 陵王・納曽利
	8	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	春庭楽・古鳥蘇 甘州・林歌 陵王・納曽利
寛政	1	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	承和楽・仁和楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
	2	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	散手・貴徳 甘州・林歌 陵王・納曽利
	3	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	安摩・蘇利古 甘州・林歌 陵王・納曽利
	4	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	賀殿・地久 甘州・林歌 陵王・納曽利
	5	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	央宮楽・仁和楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
	6	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	散手・貴徳 甘州・林歌 陵王・納曽利
	7	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	春庭楽・古鳥蘇 甘州・林歌 陵王・納曽利
	8	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	承和楽・白浜 甘州・林歌 陵王・納曽利
	9	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	賀殿・地久 甘州・林歌 陵王・納曽利
	10	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	承和楽・仁和楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
	11	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	裏頭楽・古鳥蘇 甘州・林歌 陵王・納曽利
	12	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	北庭楽・仁和楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
享和	1	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	春庭楽・古鳥蘇 甘州・林歌 陵王・納曽利
	2	振鉦	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	承和楽・仁和楽 甘州・林歌 陵王・納曽利
	3		住吉社焼失二付略之	
文化	1	振鉦	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	賀殿・地久 甘州・林歌 陵王・納曽利
	2	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	安摩・古鳥蘇 甘州・林歌 陵王・納曽利
	3	振鉦 一曲	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	一鼓・蘇利古 甘州・林歌 陵王・納曽利
	4	振鉦	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	甘州・林歌 陵王・納曽利
	5		住吉神事舞楽ナシ〔文化九年まで〕	
天保	7	振鉦	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	陵王・納曽利
	9	振鉦	万歳楽・延喜楽 桃李花・登天楽	陵王・納曽利
	11		出仕するも舞楽曲目記載なし	

宝暦二年については、住吉大社からの要望により、振鉦と一曲との間に童舞の迦陵頻・胡蝶が舞われた。

注

- 1) 以下、本稿において取り上げるように、鎌倉期の成立とされる『住吉太神宮諸神事次第』(この書の成立年代については本稿において再考する) および天福元年(1233)成立の『教訓抄』に住吉における雅楽の伝承について触れる箇所があるなど、鎌倉期までにはその楽所が成立していたことが明らかなのもののそれ以前のことは不明である。また、江戸時代宝永のころの成立とされる『住吉松葉大記』の記述からは、住吉大社の雅楽演奏の歴史には断絶した時期があったことが知られる。住吉大社における雅楽演奏については、このように楽書などを含め断片的な史料は存在するものの、同社が古代・中世期の史料の多くを失っているために、その楽所の実態について知られているところはさほど多くないといえよう。
- 2) これも、本稿において後述するように、天王寺楽人であった岡昌名の著した『新撰楽道類聚大全』および同じく天王寺楽人林家の楽人が遺した『四天王寺楽人林家楽書類』の中に住吉大社での雅楽指導および雅楽・舞楽の演奏記録が含まれる。
- 3) 『源氏物語』には、「潯標」巻にも、内大臣に昇進した光源氏が、かつて須磨・明石に隠棲中に住吉の神に祈願したことがらの願ほどきのために住吉大社に参詣する様子が描かれ、「いかめしき御歩きにて、世の中ゆすりて、上達部、殿上人、我も我もと仕うまつりたまふ」とされる住吉詣の有様を描く中には、「楽人十列など装束をととのへ容貌を選びたり」とする記述や、「夜一夜いろいろのことをせさせたまふ。まことに神のよろこびたまふべきことをし尽くして、来し方の御願にもうち添へ、ありがたきまで遊びののしり明かしたまふ。」と記される場面(『源氏物語』〔新編日本古典文学全集21〕(小学館、1995)による)がある。
- 4) 「若菜下」の引用も、『源氏物語』〔新編日本古典文学全集23〕(小学館、1996)による。なお、光源氏による住吉社での音楽演奏に関する考察は、小山利彦「光源氏と皇権 - 聖宴における御神楽と東遊び - 」『国語と国文学』平成16年7月号pp.1-16、同「光源氏による住吉の聖宴 - 東遊びと御神楽の資料から - 」『儀礼文化』第36号(2005.3) pp.15-26に詳しい。
- 5) 引用は、『栄華物語』〔新編日本古典文学全集33〕(小学館、1999)による。
- 6) 『栄華物語』では、巻第三十八「松のしづえ」にも、延久五年(1073)の後三条上皇の住吉参詣の様子が記され、そこでは、都より楽人・舞人を伴ったことが明記されていることからこのように判断できると考える。
- 7) 『宇治閑白高野山参詣記』による。
- 8) たとえば、久安二年(1146)年九月十二日条に「此寺、舞人之中、有容貌壯麗者」とあり、久安四年九月十八日条には「寺家伶人」と記されるなど。もっとも、『台記』の場合、こうした四天王寺楽人に関する記述は、頼長の個人的趣味に関わる部分が多かったともいえよう。
- 9) なお、平安時代の貴顕の住吉参詣の例としては、このほかに、長保二年(1000)の東三条院詮子の例、長元八年(1035)の高陽院水閣の歌合に際しての「宿養」のための参詣の例などが挙げられるが、いずれも音楽関係の記事は記載されない。上述の後三条上皇の住吉参詣を記す『栄華物語』巻第三十八「松のしづえ」には音楽関係の記述もあるが、住吉の楽人・楽所について知ることができる記載はない。なお、「平安時代の住吉大社」『大阪府史』第2巻〔古代編2〕第3章第3節pp.856-860においては、和歌信仰に関する観点から、これらの記事についてのほか、昌泰元年(898)の宇多上皇の例に関する言及がある。
- 10) 十六世紀初頭に成立した『自家伝抄』の金春禅竹作能の項に「富士太鼓」に関する記載があり、『禅鳳雑談』には、永正十三年(1516)二月六日よりの薪能及び十六日よりの法楽能においてこの曲が演

住吉大社と雅楽

じられた記録がある。

- 11)『富士太鼓』の引用は、『謡曲集』〔新編日本古典文学全集59〕(小学館、1998)による。
- 12)しばしば指摘されるように、安土桃山時代に京都方楽人を補うものとして宮中に召されるまでは、天王寺楽人は、「散所楽人」とされ、その社会的地位は低かったとされている。林屋辰三郎『中世芸能史の研究』(岩波書店、1960)第一章第二部第三節「四天王寺の楽人」三「散所の楽人」など。
- 13)『住吉松葉大記』は、加地・中村・野高編『住吉松葉大記』[上][大阪市史史料第五十五輯]、大坂市史編纂所、(2000.3)、同編『住吉松葉大記』[中][大阪市史史料第五十八輯]、大坂市史編纂所、(2002.3)、同編『住吉松葉大記』[下][大阪市史史料第六十三輯]、大坂市史編纂所、(2004.3)を用いた。
- 14)「復刻日本古典全集」版『体源抄』第三巻、p.883により該当箇所を引用すると、「或記ニ云ク、浄明院ノ得業円憲和朝二琴ノ曲絶タル事ヲナゲキテヒトリ鎮西ニオモムク、経信卿マデ此国二琴ハアリケルトゾ、其後タエタリケルヲ、万里ノナミヲシノギテ鎮西ニ下向シテ、唐人ニ付テ琴ノ曲ヲ習伝ヘテ、年月ヲヘテ南都ニカヘリ来テ」とある。
- 15)『松葉大記』によれば、夕霧の師は有基の息子の娘の周防となるが、「一族系図」では、有基の娘の白幕の娘がそれにあてられている。「血脉」によれば、白幕とあるべきところが志良未久となるが、音を通じることからこれは同一人物である可能性もある。そうすると、白幕の娘が周防局と理解されるが、一般に周防局という場合は藤原孝博の女を意味するので、『松葉大記』にいう周防と同一人物とはみなされない。このように、系図に混乱が見られるが、ここでは、白幕を志良未久とみなすことで、有基の娘が大神基政の娘、夕霧の師であったと理解したい。なお、大神基政(1079 - 1138)は、堀河・鳥羽両天皇師範。『文机談』によれば、石清水八幡の楽人であったが、笛の才能を見込まれ大神惟季の養子となり、箏笛をこの父および戸部正清に学ぶという経歴が知られる。このことから、後述の「師子」笛をめぐる戸部氏と津守氏との関係、また、石清水と住吉という寺社での楽の演奏に関わっていたという両者の音楽環境などの共通性から、この津守氏出身の白幕の弟子であった夕霧の父の大神基政を介して、津守氏が京都の音楽世界との関わりを深めていった可能性が推測できる。
- 16)石田百合子「箏弾き夕霧のこと」『上智大学国文科紀要』第6号(1989) pp.69-87
- 17)「夕霧とて箏弾きありき。楽人大神基政が娘。それが末の弟子どもの中より、陪臚を始めは只拍子に弾き、中拍子とて又只拍子ながら早く弾き、早弾きとて手をそぎて扶南などのやうに弾くことあり。此らは、何れも何れも物ぐるはしき実説もなき事也。ゆめゝまねぶべからず。」という。また、夕霧の奏法については、『絲竹口伝』にも、「麗ハシキ箏ノ手ニハナク、細カニ面白シ。知ラヌ耳ニハ面白シ。知ル耳ニハアラヌモノ也。」という。
- 18)「獅子」とも記され、その起源は、推古天皇の時代、612年に伝わったとされる伎楽に求められるとされるが、ここでは、秘曲とされた大法要の場で行われる供養舞楽の「師子」を意味する。この供養舞楽としての「師子」は、二頭の獅子による舞を伴ったが、その舞については失われたとされている。しかし、現在でも、四天王寺においては、その名残をとどめる二頭の獅子による大輪小輪の所作が伝えられており、その笛の曲も伝承されている。
- 19)戸部氏は、小部とも記される。京都の八幡を本拠とし、大内楽所にも登用された。専門は、笛であり、本稿でも述べたように秘曲の「師子」を伝えた家である。尾張浜主の孫弟子の弟子とされた戸部吉多の跡を継いだのが、信近(生没年不詳)である。この信近は、本姓玉手氏、南都出身である。戸部氏に女婿として入り、戸部姓を名乗り、弟子の正近(生没年不詳)を養子とする。後掲の系図はこの正近よりおこした。戸部氏については、荻美津夫「地下楽家の系譜とその活動 - 戸部(小部)・玉手・三宅・安倍氏と「非重代楽人」の場合」、『人文科学研究』104、新潟大学(2000.12) pp.17-40など。

南 谷 美 保

- 20)『教訓抄』には、「天王寺・住吉二有『師子』笛吹。ソレハコトノホカノ相違ノ物也。乱声モ別物、楽吹様モ、太鼓打様モ替りタリ。中々本『師子』ヨリ面白侍也。」(引用は、日本思想体系23、岩波書店、1973年、p.87より)とある。なお、戸部氏は、後掲の系図の政千の代、室町時代前期に楽道断絶した。『楽家録』巻之第十二第卅六「獅子笛相伝」によれば、その後、戸部氏の楽道断絶によりこの「師子」笛の伝は京都方楽人の大神(山井)氏に受け継がれ、更に、元和年間(1615 - 1624)には、天王寺方岡家より養子に入り、応仁の乱以後断絶していた大神家の分家を再興した大神景福(? - 1652)より天王寺方岡兼重(1604 - 1685)に伝えられたという。このことが、拙稿『『京不見御笛』当役をめぐる争い - 江戸時代の天王寺楽所における笛の家』『四天王寺国際仏教大学紀要』第42号(2006年)pp.21-42において扱った「京不見御笛一件」の伏線となる。
- 21) 蒲生美津子氏は、『日本音楽大事典』に、『楽家録』十六によるとして、清近の代には息子の清景が幼少のため秘曲「師子」は、楽所預の中原有安と住吉神主の津守長盛に伝えられ、清景は有安より学んだこと、以後、「師子」は代々津守氏の太鼓の協力を得て相伝されたことが記されるとしているが、『楽家録』巻之第十六においてこの記事は確認できなかった。
- 22) 注20前掲書、p.87
- 23) 建久六年の例およびそれ以後の「師子」の演奏例から判断すると、笛の伝授者あるいはその関係者が、伝授を受けた者が「師子」笛を演奏する際の太鼓を担当したと推測できる。
- 24) さらに、津守国成については、「文永年中南都の舞童となる」とあり、住吉大社と南都楽家との関係について示す記事として注目すべきであろう。住吉大社と南都楽家との関係については、後に考察する。また、田中卓監修『住吉大社史』(下巻)(住吉大社奉賛会、1983)に記載の「正平九年注進状に見る住吉大社諸職および社領の支配寄進銭」(p.161)にも、「楽所別当」の存在を見ることができる。
- 25) 『日本庶民文化史料集成』第二巻(三一書房、1974年)p.101の同書翻刻の解題では、これを鎌倉時代末期とされているが、本稿において後述するように、その成立年代は徳治二年(1307)以前とできるのではと考える。なお、この書は、『続群書類従』二輯下神祇部では「住吉太神宮諸神事之次第記録」とされる。また、『松葉大記』では、この書を文永年中(1264 - 1275)の人であった津守棟国の書としている。
- 26) 舞楽四箇法要とは、唄・散華・梵音・錫杖の四箇の声明を唱える法要の間に舞楽を挟み込んで法儀を進める法要のこと。法要の終わりの部分に供養舞として数曲の舞楽を演奏し、また法要が終了した後にも、入調として複数曲の舞楽を奏する大規模なもの。舞楽以外にも、法要中に法儀の進行に伴って雅楽を演奏する。したがって、この形式の法要を執行するためには、10名以上の楽人により構成される雅楽演奏組織が形成されている必要がある。
- 27) 入調舞のレパートリーについては、『住吉松葉大記』により後掲する。
- 28) 加地・中村・野高編『住吉松葉大記』[下](2004.3.)のあとがきによる。
- 29) 以下、引用は、注28前掲の加地・中村・野高編『住吉松葉大記』[下]によるが、原文のカナによる送り仮名をひらがなとし、筆者による読み下し文として引用を行う。
- 30) 「法華会」の儀式次第は、以下の通りである。先 寅一点神分乱声、次 辰一点集会鐘、次 衆僧集会神宮寺礼堂、次 獅子出臥舞台辺、次 楽人立鉾前調子盤渉調、次 衆僧迎并総礼 秋風楽破、次 衆僧著座西僧坊 宗明楽、次 両導師迎并登高座、次 打鐘、次 振棒、次 伝供 採桑老、次 打鐘、次 菩薩供舞、次 鳥舞、次 蝶舞、次 唄師登舞台 秋風楽、次 堂童子所花衆僧、次 散花行道 鳥向楽、次 打鐘、次 讃衆登舞台 慶雲楽、次 供養舞 裏頭楽、次 打鐘、次 梵音衆登舞台、次 供養舞 長保楽、次 打鐘、次 錫杖衆登舞台下白柱、次 打鐘、次 講經、次 講読師下高座 千秋楽、次 供養舞 裏頭楽 長保楽、入調 安摩 二舞 蘇合 地久 五常楽 新靱鞆

住吉大社と雅楽

喜春楽白浜 承和楽 林歌 太平楽 狛鉾散手 貴徳 陵王 納曾利

- 31) これらの記事により、十六世紀には住吉大社においてかなり大規模な舞楽演奏が行われていたことがわかり、先の『富士太鼓』に描かれた楽人の存在が、架空のものではなかったことが確認できよう。なお、『松葉大記』には、相撲会については、年代の明確な史料は添えられていないが、『住吉太神宮諸神事次第』に記されていない奏楽を伴う儀式として、文明四年(1472)十二月八日の新大般若会式の記録があり、この法儀に楽所が関与していたことが記されている。
- 32) 『教訓抄』には、陵王の面について、「住吉社ノ面ハ、淡路ニテアミニ曳タリ。聊無損亡。竜宮面云々。彼社古老伝也」(注20前掲書、p.24)とあり、「師子」曲以外にも、住吉に関する記事が記載されている。
- 33) さらに、『松葉大記』舞楽部には「津守棟国の記」にあるという催馬楽の曲目を記し、「右、津守の棟国の記、延徳(1489-1492:西暦は筆者の補、以下同じ)・文明(1469-1487)・天正(1573-1592)等の旧記に見たり、凡そ唯り伶楽此の如く隆にして且つ備はるのみに非ず、其の道に堪たる者の多し矣、世上の所謂の富士が如きはなり、亦唯り伶氏のみ其の道に長するに非ず、津守家楽芸を能くする者の多し矣」として『富士太鼓』の富士を喩えとした記述がある。
- 34) 西村兵部氏は、「住吉大社の舞楽装束」『すみのえ』144号(住吉大社、1977)において、「尚、慶長年間豊臣秀頼公は、楽所等の造営を行っているのでこの時に装束調進されたとも想像される」とされている。
- 35) 『松葉大記』には、承応四年(1655・明暦元年)に執行された住吉大社正遷宮の記録があり、これによると、三月十二日の外遷宮、十一月二日の正遷宮ともに、「伶人」の出仕が記されている。ここにある「伶人」が、天王寺楽人であるのか、南都楽人であるのかは、記録に記載がないために判断できないが、天和三年(1683)の『住吉大神宮年中行事』に「相撲会」にて「南都楽人二人、社家二人」による舞楽が行われるとする記載事項があることと併せて考えると、あるいは、この正遷宮を機会に、南都楽人との関係が復活していた可能性も考えられる。
- 36) 西村兵部、注34前掲論文、森口隆次「住吉大社の舞楽装束」『すみのえ』151号(住吉大社、1979)、中野朋子「文化財総合調査 住吉大社伝来舞楽装束対調査概報」『大阪の歴史と文化財』2号(大阪市教育委員会、1999.2) pp.26-33、西川杏太郎「住吉大社の舞楽面」『Museum』208号(東京国立博物館、1968.7) pp.24-28など。
- 37) 注36の前掲論文による。
- 38) 南谷美保「四天王寺楽人と住吉大社の一切経会 - 『四天王寺楽人林家楽書類』の記録に基づく考察 - 」『研究報告集』第27集(大阪私立短期大学協会、1990.12) pp.1-6
- 39) 筆者による翻刻が、『四天王寺舞楽之記』(上)[清文堂史料叢書64](清文堂、1993) pp.122-127にある。
- 40) 注36前掲論文による。
- 41) 同書の翻刻は、筆者によるものが、『天王寺楽所史料』[清文堂史料叢書71](清文堂、1995)に含まれて刊行されている。
- 42) 『四天王寺楽人林家楽書類』第五十三冊から第五十四冊として残される住吉大社における楽儀の記録は、注41前掲書の解題(p.300)において述べたように、第五十三冊『住吉舞楽二付往来之留』の寛保三年までの分については林廣雄が記したと推定され、それ以降の記録および第五十四冊『住吉一切経舞楽留』については、廣雄の息子、廣基の手になると思われるので、以下の原文において「自分」とあるのは林廣雄のことと考える。
- 43) 『住吉舞楽二付往来之留』寛保二年二月廿日の条には「自分、昌名、季矩同道住吉へ内見二往、社務

南 谷 美 保

- 対談、殆申合次第等認帰ル」、三月四日の条には「昌名同道住吉へ又内見二往、尤願来候故也、僧衆対談、法用等申合」とある。
- 44) 蛸絵装束については、宝永年間の例もあり使用可能であったと思われるので、ここでは、主に常装束、すなわち、平舞に用いる襲装束のことを意味しているのではないだろうか。
- 45) 田中卓監修『住吉大社史』〔下巻〕(住吉大社奉賛会、1983)によると、住吉大社では宝暦三年には外遷宮が、宝暦八年には正遷宮が執り行われているが、天王寺楽人側の史料には、遷宮に出仕した記録はない。が、これらの儀式の記録によれば、「伶人」・「楽人」の出仕があったことが記録されているので、あるいは、後述の文化七年の遷宮の例のように、住吉大社の楽人が奏楽を行ったのかとも推測される。つまり、この期間、遷宮儀式に向けて楽人組織の充実があったために、相撲会への天王寺楽人の出仕が必要とされなかったとも考えられる。また、正遷宮に向けての諸経費削減が背景にあった可能性もある。
- 46) 以下の該当する史料については、筆者による翻刻が、『四天王寺舞楽之記』(下)〔清文堂史料叢書65〕(清文堂、1993) p.253以下にある。
- 47) 「師家」とする記載は、天保七年九月十三日の相撲会、天保九年の一切経会、相撲会、天保十一年の一切経会(三月会)のいずれにおいても見ることが出来る。
- 48) この点については、すでにいくつかの拙稿で触れているが、最新のものとしては、南谷美保「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク」『四天王寺国際仏教大学紀要』第40号(2005) pp.21-43において触れている。
- 49) 注45前掲書の引用(p.321)によれば、明治五年の神祇省よりの出頭命令書中に、「伶人 北村興之」の記載があり、明治五年までは、住吉伶人としての北村家が存続していたことが分かる。なお、住吉大社の小出英詞氏のご教示によれば、天保十五年奉納の石燈籠に泉州音楽講として北村左平の名が刻され、明治二十六年に再建された住吉大社の石燈籠にも、泉州音楽講として北村駒三郎の名が刻されているとのことである。いずれ、調査を進めたいと考える。
- 50) 『四天王寺舞楽之記』の記録からこのように判断できる。天王寺楽所では、この組を「廻り口」と称したようで、一種の輪番制が機能していたと思われる。もっともこの制度で演奏可能となるのは、「万歳楽・延喜楽」の平舞のみで、この場合、原則として、舞人は管方装束と兼用の狩衣で舞ったことが知られる。別様装束が必要な「陵王・納曽利」については、「楽斗」、つまりその楽のみを奏するとして、舞を略す例が多かった。
- 51) 関連史料の翻刻が、注41前掲書にあるほか、この点については注38前掲論文においても触れている。
- 52) 注45前掲書では、「近世における神領は、大社の神事や神宮寺の仏事を勤行するに充分なものではなかったことは確実であり、遷宮も二十一年一度の式年ではないまでも、徳川幕府の援助によって比較的順調に行われて来たが、かうした住吉大社の造営といふ大事業が幕府の力のみでなく、大坂・堺の商人による住吉大社への信仰と、それにもとづく寄進が積み上げられたものがあつたからだといへよう」(p.183)としている。